

(年金制度)：年金見込額通知の課題

社会保険庁が年金見込額の通知の対象や内容を大きく拡充する計画である。ただ、将来の加入までも考慮した見込額の通知は、対象を60歳近い加入者に限り、しかも、現在の収入が続くという仮定だけを用いるようである。筆者らの調査では、加入者は複数の仮定による見込額を評価している。若年層向けやマクロ経済スライドの下での通知にも工夫の余地がある。

2004年度の年金制度改正において、政府は「年金に関わる個人情報若くは若い人にもわかりやすくお伝えします」として、年金の給付や保険料負担に関する個人情報の定期的な通知を施策として打ち出した。これを受けて社会保険庁では、具体的な年金見込額の通知の対象を、現在の55歳以上の加入者から50歳以上に広げる計画である。

そこで、筆者らは年金見込額の通知のひな型を作成し、50歳前後の厚生年金加入者に対して提示した上で、グループ・インタビュー（17名を対象）及びアンケート（同212名）の手法を使って、見込額の通知に対する反応や要望を探った。

使用したひな型は裏表紙（8ページ）の通りである。この1つの特徴は、将来の年収が現在の半額で推移する場合と同額で推移する場合の2通りの年金見込額を掲載した点である。これについて、グループ・インタビューでは、「年金額のおおよその目安がついた」や「今後の収入が変わっても年金額はそれほど変わらないことがわかった」などの意見がみられた。アンケートでも約9割が、2通りの見込額が載っていることを評価している（図表1）。

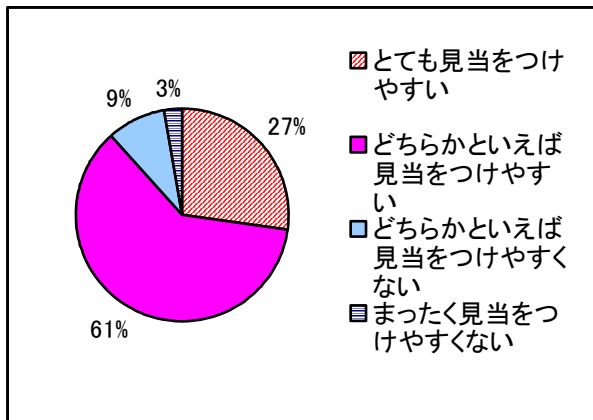
現在、社会保険庁から、55歳以降の加入者の請求により送付されている年金見込額の通知は、将来も現在（加入者として直近の記録）と同額の収入が60歳まで続くという、1通りの仮定に基づいている。何通りも示すとかえって混乱するという考えもあろう。しかし、複数の仮定がある方が、年収が変わると年金額が変わるという制度の仕組みを理解しやすい、収入の変動に対する年金額の変動について目安が付きやすい、給付額の予測（見込み）であり、確定した額ではないことを理解しやすい、といったメリットがある。海外でも、スウェーデンやドイツでは複数のシナリオ（年収や金利）の下での見込額を知らせている。

ただし、筆者らの調査でも、どのような複数のシナリオの組み合わせが望ましいかについて、意見が分かれた。グループ・インタビューでは、ひな型で提示した「現在と半額」と「現在と同額」というパターンのほかに、「今後、厚生年金に加入しなかった場合（退職して1号被保険者になった場合）」についても知りたいという意見が多くみられた。

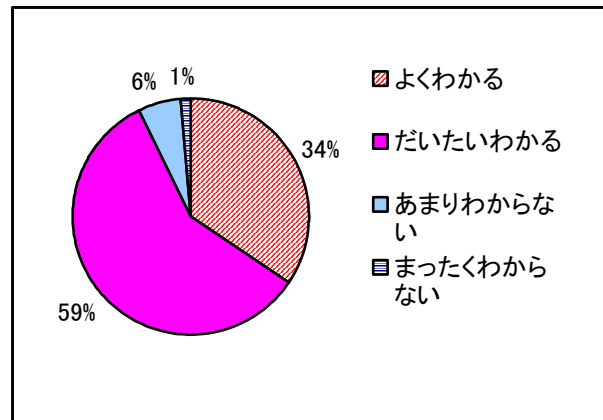
また、年収が現在の半額になった場合の見込額が載っていることについて、グループ・インタビューでは、「今後自分の年収が半額になることを示唆しているのではないか」や「どうして半額の例が(上)に載っているのか」などの意見がみられた。アンケートでも同様の不快感を示す人が3割あった。年収の想定と表示方法については、さらなる検討が必要である。

図表 1: 次ページのひな型に対するアンケートの反応

Q. 年金見込額が2通り載っていることで、将来受け取れる予定の年金額がおよそいくらぐらいになりそうか、見当をつけやすいですか



Q. 年金見込額が2通り載っていることで、「今後の年収が変わると、年金額が変わる」という制度の仕組みを理解できますか



(注：アンケート実施時期は 2006 年 1 月。サンプル数はいずれも 212)

年金見込額を通知するにあたっての、第 2 の課題は対象年齢である。社会保険庁では、将来の報酬まで考慮した見込額は 50 歳以降とし、年金加入期間の中間点にあたる 35 歳など、それよりも若い年齢層では過去の加入期間だけに基づく見込額を通知する考えのようである。

従来そうした通知が全くなかったことを考えると、それだけでも大きな前進であり、年金制度への理解や信頼を深めるきっかけとなるだろう。しかし、それまでの加入記録に基づく年金見込額といっても、例えば、35 歳の時点では、基礎年金を含めても年間 100 万円に満たない場合がほとんどであろう。そうした見込額の通知では、老後の生活設計のための情報として不十分だけでなく、かえって「こんなに少ないのか」という誤解を招くかもしれない。

確かに国といえども将来の収入の予測について責任を持つことはできない。しかし、その時の収入が将来も続くという仮定に加えて、年率で 1 ~ 2 % など一定率で昇給すると仮定したり、厚生年金加入者の平均的な報酬で、60 歳まで加入すると仮定したりすれば、より現実的な見込額の通知となるのではないか。加入者が老後の計画を立てるために役立ち、加入して保険料を払う限り、年金額が増える仕組みを若い間から実感できる。

課題の第 3 は、2004 年の改革で導入されたマクロ経済スライドの扱いである。この仕組みでは、年金支給額が本人の報酬だけでなく、被保険者数や人口、賃金上昇率、運用利回りなどの要因でも変動する。もしも、支給額が変動する可能性を通知しないでおくと、将来、現実に支給額が抑えられた時に不信を招くことにもなりかねない。見込額の幅を図示するなどの工夫をして、経済や人口変動によって、将来の年金額が変わることを説明してはどうか。

年金見込額の通知は、保険者である政府と被保険者である年金加入者の間のコミュニケーションの核となる部分であり、スウェーデンのオレンジ・レターなど、海外諸国でも力を注いでいる。慎重な中にも、積極的な情報提供を進めるべきであろう。 (臼杵 政治)

図表2：筆者らの調査でを使用した年金通知のひな型

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

〇〇〇市〇〇〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇〇〇様	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生年月日</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1950年04月01日</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基礎年金番号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計算基準日</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2005年04月01日</td> </tr> </table>	生年月日	1950年04月01日	基礎年金番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	計算基準日	2005年04月01日
生年月日	1950年04月01日						
基礎年金番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇						
計算基準日	2005年04月01日						

I. 〇〇〇〇さんの公的年金(老齢年金)の見込額 (2005年4月1日現在)

〇〇〇〇さんが老後に受け取る年金額(老齢年金)の見込みは次のとおりです。ただし、次のように試算したものですので、実際に受け取る年金額とは異なります。ご注意ください。

※54歳までは、実際の加入記録をもとにしています。55歳以降は、(1)60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合と、(2)60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の2通りを計算しています。

※いずれの場合も60歳以降は厚生年金にも国民年金にも加入しない前提になっています。

※自分で年金を受け取る年齢を決める繰り上げ支給や繰り下げ支給は考慮していません。

※あなたの配偶者が受け取る年金額は含んでいません。あなたに扶養される配偶者がいる場合などに支給される加給年金や振替加算も、含んでいません。

※この年金見込額は、今後、物価や賃金の変動がない場合の額です。それら変動すれば、実際の年金額は、それに合わせて見込額より増えたり減ったりします。(物価スライドなどについては2ページ目をご覧ください)

【60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合の年金見込額】

60~64歳	年間155万円	(月額12万9千円)
65歳以降	年間230万円	(月額19万2千円)

- ・〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・60~64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間155万円)の合計です。

【60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の年金見込額】

60~64歳	年間167万円	(月額13万9千円)
65歳以降	年間242万円	(月額20万2千円)

- ・〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・60~64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間167万円)の合計です。

1

(注)実際には4ページのひな型を試作した。ここに示したのは、そのうちの1ページ目にある年金見込額の通知である。

発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル

FAX：03-5512-1082 E-mail：pension-query@nli-research.co.jp

年金ストラテジーWeb アドレス http://www.nli-research.co.jp/stra/stra_all.html

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複製、引用、配布することを禁じます。